

<<石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について>>

資料1

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額は、段階的に引き上げを行い、子ども子育て支援納付金分をのぞき、令和5年度は102万円、令和6年度は104万円、令和7年度は106万円、令和8年度は112万円となっている。
 地方税法に定められている法定限度額も、段階的に引き上げられており、子ども子育て支援納付金分をのぞき、令和5年度は104万円、令和6年度は106万円、令和7年度は109万円、令和8年度は子ども・子育て支援納付金も含め113万円となっている。

① 石狩市の課税限度額の推移

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	650,000			660,000
後期高齢者支援金分		200,000	220,000	240,000	260,000
介護納付金分		170,000			
子ども子育て支援納付金分					30,000
限度額合計額 (円)※		1,020,000	1,040,000	1,060,000	1,120,000

② 法定限度額の推移

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	650,000	650,000	660,000	670,000
後期高齢者支援金分		220,000	240,000	260,000	260,000
介護納付金分		170,000			
子ども子育て支援納付金分					30,000
限度額合計額 (円)※		1,040,000	1,060,000	1,090,000	1,130,000

2. 課税限度額改定の趣旨

保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、令和8年4月1日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「①課税限度額の改定(案)」のとおり引き上げられたことから、政令に基づき令和9年度から基礎課税分(医療保険分)の課税限度額を1万円引き上げ67万円に改定するもの。子ども・子育て支援納付金については、制度開始となり、すでに令和8年度において新規に設定しています。

① 課税限度額の改定(案)

区 分	改定前	改定後	備 考
基礎課税分(医療保険分)	66万円	67万円	1万円引き上げ
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	据え置き
介護納付金分	17万円	17万円	据え置き
子ども子育て支援納付金分		3万円	新設(据え置き)
計	109万円	113万円	4万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市 名	年 度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	子ども子育て支援納付金分	合 計
札幌市（料）	令和7年度	66万円	26万円	17万円		109万円
	令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
	令和9年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
千歳市（料）	令和7年度	66万円	26万円	17万円		109万円
	令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
	令和9年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
江別市（税）	令和7年度	65万円	24万円	17万円		106万円
	令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
	令和9年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
恵庭市（税）	令和7年度	65万円	24万円	17万円		106万円
	令和8年度	66万円	26万円	17万円	3万円	112万円
	令和9年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
北広島市（税）	令和7年度	65万円	24万円	17万円		106万円
	令和8年度	66万円	26万円	17万円	3万円	112万円
	令和9年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

※札幌市、千歳市、江別市は改定済み。恵庭市、北広島市については令和9年度改定予定。

3. 課税限度額改定による影響

① 改定により影響を受ける世帯

（基準データ：令和8年7月16日現在）

対象世帯	うち影響世帯	影響割合
6,048世帯	124世帯	2.05%

② 改定により見込まれる課税増加額

（基準データ：令和8年7月16日現在）

基礎課税分（医療保険分）	
課税増加額	1,268千円
課税増加額合計	1,268千円

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>六十七万円</u>とする。 2 略	(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>六十六万円</u>とする。 2 略